

会員規約



第一章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、シティスポーツクラブ尼崎WODY（以下、本クラブ）と称します。

(所在地)

第2条 本クラブの所在地は、兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号とします。

(運営)

第3条 本クラブの施設は、公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団（以下、事業団）が所有し、かつ事業団がその管理運営を行います。

(目的)

第4条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用することにより、会員の健康維持・増進及び体育・スポーツの振興を図ると共に会員相互の親睦を深めることを目的とします。

第二章 会員

(会員種別)

第5条 本クラブの趣旨に賛同される方で、事業団が認めた方を、本クラブの会員とします。なお、会員の種類は次のとおりとします。

- (1) 正会員 個人を対象とし、記名式とします。
- (2) 家族会員 正会員の2親等までの同一世帯の家族を対象とし、記名式とします。
- (3) プール会員 個人を対象とし、記名式とします。
- (4) 90分会員 個人を対象とし、記名式とします。詳細については、裏面細則による。
- (5) 90分家族 90分会員の2親等までの同一世帯の家族を対象とし、記名式とします。詳細については、裏面細則による。
- (6) アンダー-29 29歳以下の個人を対象とし、記名式とします。詳細については、裏面細則による。
- (7) サークット会員 個人を対象とし、記名式とします。詳細については、裏面細則による。
- (8) 法人会員 法人を対象に無記名とし、1口につき月間15枚の利用券を渡します。

(9) 特別会員 必要に応じて募集します。

(入会資格条件)

第6条 本クラブの会員は、中学生以上とします。ただし、サーキット会員については、女性を対象とします。なお、次の各項に該当される方は、本クラブに入会できません。

- (1) 入刺青者
- (2) 医師等により運動等を禁じられている方
- (3) 本クラブが入会不相当と認めた方
- (4) 暴力団・暴力団員又は暴力団員密接関係者

第三章 入会・退会

(入会手続)

第7条 本クラブに入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費の2カ月分及び事務手数料と共に提出しなければなりません。

(事務手数料)

第8条 事務手数料（資格喪失まで有効）は、如何なる場合においてもこれを返還いたしません。

(会員種別の変更)

第9条 会員種別を変更する場合は、前月の15日（当日が休館日にあたる場合は14日）までに変更届を提出しなければなりません。

(退会)

第10条 退会を希望する会員は、退会する月の15日（当日が休館日にあたる場合は14日）までに退会届を提出しなければなりません。

(除名)

第11条 次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、会員権の一時停止、もしくは除名することができます。

- (1) 2ヶ月以上の会費を滞納したとき。
- (2) 本クラブの施設・設備等を故意に破損した場合。
- (3) 本クラブの名誉・信用を毀損し、また秩序を乱したとき。
- (4) 本規約、その他事業団が定める諸規則に違反したとき。
- (5) その他、処分を相当とする行為があり、事業団がそれを決議したとき。

(休会)

第12条 如何なる場合においても、休会は認めません。

(会員資格の譲渡)

第13条 会員は、会員資格を他に譲渡し、または継承することができません。

(会員資格の喪失)

第14条 会員は、次の各項のいずれかに該当した場合、その資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡または失跡宣言を受けたとき。
- (4) 法人が解散したとき。

第四章 会員の権利・義務

(会員証)

第15条 会員に対して第7条に定める手続き完了後、会員証を交付いたします。

(会費)

第16条 会員は、別に定める基準に従い、会費を前納しなければなりません。なお、第14条に定める会員資格を喪失しても、上記前納会費は期間内と言えども原則返還いたしません。

(施設利用)

第17条 会員は、本クラブの施設を利用する場合、所定の会員証を本クラブに提出しなければなりません。

2 会員の具体的施設利用方法については、本クラブの定める規則等、本クラブの指示に従わなければなりません。

3 施設利用時間は、別に定める時間内とします。(会員の事故)

第18条 会員は、自己の責任および危険負担において、本クラブの施設を利用しなければなりません。

2 本クラブは、十分な監視体制をとりますが、会員が本クラブ施設利用中に生じた盗難、傷害等不慮の事故については、本クラブの責に基づく傷害事故についてのみ、本クラブが付保している保険の範囲内において、その責を負うものとします。

第五章 その他

(施設の廃止・利用制限)

第19条 次の事由により本クラブの施設の一部または全部を、一時的に閉鎖することができます。なお、この場合、事業団は会員に対する補償は要しません。

- (1) 気象、災害、事故等によるとき。
- (2) 施設の改造または補修のとき。
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由が発生したとき。

2 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール、その他スクールを開催することができます。なお、会員は、これらのスクール開催期間中スクールで使用している施設について原則として使用できないものとします。

この場合、事業団は会員に対して補償を要しません。

3 各種大会および特別行事を開催する場合は、施設の一部または全部の利用が制限されます。

(会員証の紛失・毀損)

第20条 会員は、会員証を紛失・毀損した場合、事業団へ届け出て再交付の手続きをしなければなりません。

なお、再発行については実費分をいただきます。

(細則)

第21条 本規約に定めのない事項および事務遂行上必要な事項は、細則によるほか、必要に応じて事業団が定めます。

(附則)

第22条 本規約については、事業団の都合により会員に通知のうえ変更することがあります。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。